

○火災予防条例（抜粋）

第 2 節の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

第 1 款 通則

（通則）

第 36 条の 2 法第 9 条の 2 の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅等における火災の予防のために必要な事項は、本節の定めるところによらなければならない。

（平成 17 年第 129 号）

第 2 款 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準

（住宅用防災機器）

第 36 条の 3 法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅の用途に供される防火対象物（以下「住宅」という。以下同じ。）の関係者は、次条及び第 36 条の 5 に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

（1）住宅用防災警報器（令第 5 条の 6 第 1 号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下同じ。）

（2）住宅用防災報知設備（令第 5 条の 6 第 2 号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下同じ。）

（平成 17 年第 129 号）

（住宅用防災警報器）

第 36 条の 4 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第 2 号から第 6 号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第 1（5）項ロに掲げる防火対象物又は（16）項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けなければならない。

（1）就寝の用に供する居室（建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。以下同じ。）

（2）前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端

（3）前 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から下方に数えた階数が 2 である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）

（4）第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端

- (5) 第 1 号から前号までの規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、次に掲げるいずれかの住宅の部分
- ア 床面積が 7 平方メートル以上である居室が 5 以上存する階の廊下
- イ アに規定する階に廊下が存しない場合にあっては、当該階から直下階に通ずる階段の上端
- ウ アに規定する階に廊下及び直下階が存しない場合にあっては、当該階の直上階からアに規定する階に通ずる階段の下端
- (6) 台所（第 1 号に規定する居室に台所が存する場合を除く。）
- 2 住宅用防災警報器は、天井（天井のない場合にあっては、屋根をいう。以下この項において同じ。）又は壁の屋内に面する部分のうち、次のいずれかの位置に設けなければならない。
- (1) 壁又ははりから 0.6 メートル以上離れた天井
- (2) 天井から下方 0.15 メートル以上 0.5 メートル以内の位置にある壁
- 3 住宅用防災警報器は、換気口その他の空気吹出し口から、1.5 メートル以上離れた位置に設けなければならない。
- 4 第 1 項第 6 号の部分に光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号。以下「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第 2 条第 4 号に規定する光電式住宅用防災警報器をいう。以下同じ。）を設ける場合は、煙又は蒸気が滞留する場所以外の場所に設けなければならない。
- 5 第 2 項から前項までに定めるもののほか、住宅用防災警報器の機能に支障を及ぼすおそれのある場所以外の場所に設けなければならない。
- 6 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

| 住宅の部分                                    | 住宅用防災警報器の種別                                                                                                                   |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号イ及びウに掲げる住宅の部分 | 光電式住宅用防災警報器                                                                                                                   |
| 第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分                     | イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 3 号に規定するイオン化式住宅用防災警報器をいう。）又は光電式住宅用防災警報器                                                     |
| 第 1 項第 6 号に掲げる住宅の部分                      | 光電式住宅用防災警報器（ただし、光電式住宅用防災警報器が煙又は蒸気により誤って感知するおそれのある場合は、定温式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 4 号の 2 に規定する定温式住宅用防災警報器をいう。）を設けることができる。） |

- 7 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

8 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
- (2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。
- (3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。
- (4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。
- (5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定する自動試験機能をいう。以下同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。
- (6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

（平成17年第129号、平成25年第49号）

（住宅用防災報知設備）

第36条の5 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定する感知器をいう。以下「感知器」という。）は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。

- 2 感知器は、前条第2項から第5項までに定めるところにより設けなければならない。
- 3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

| 住宅の部分                              | 感知器の種別                                                                                                  |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前条第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分 | 光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に規定する光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下同じ。）             |
| 前条第1項第5号アに掲げる住宅の部分                 | イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第8号に規定するイオン化式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第16条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器 |
| 前条第1項第6号に掲げる住宅の部分                  | 光電式スポット型感知器（ただし、光電式スポット型感知器が煙又は蒸気により誤って感知するおそれのある場合は、定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号に規定する定温式スポット型感知器         |

|  |                                                                                          |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | のうち、感知器等規格省令第 14 条第 2 項第 1 号で定める特種の試験に合格するものであって公称作動温度が 60 度又は 65 度のものに限る。) を設けることができる。) |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------|

- 4 住宅用防災報知設備のうち、法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 37 条第 4 号から第 6 号までに掲げるものに該当するものについては、これらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。
  - 5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。
    - (1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 19 号）第 2 条第 7 号に規定する受信機をいう。以下同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。
    - (2) 前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。
    - (3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。
    - (4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。
      - ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。
      - イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。
    - (5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。
    - (6) 感知器の基準は、前条第 8 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号の規定を、住宅用防災報知設備の基準は、同条同項第 2 号から第 4 号までの規定をそれぞれ準用する。  
（平成 17 年第 129 号、平成 25 年第 49 号、平成 26 年第 51 号）  
（設置の免除）
- 第 36 条の 6 前 3 条の規定にかかわらず、第 36 条の 4 第 1 項各号及び前条第 1 項に規定する住宅の部分に、次の各号に掲げる設備を、それぞれ当該各号に定める技術上の基準に従い設置したときは、当該設備の有効範囲内の住宅の部分について、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。
- (1) スプリンクラー設備（標示温度が 75 度以下で閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術

上の規格を定める省令（昭和 40 年自治省令第 2 号）第 12 条の表の中欄に掲げる種別が 1 種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第 12 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い設置したとき。

- (2) 自動火災報知設備を令第 21 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い設置したとき。
- (3) 共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号。以下この条において「特定共同住宅等省令」という。）第 3 条第 3 項第 2 号に定める技術上の基準に従い設置したとき。
- (4) 共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 3 項第 3 号に定める技術上の基準に従い設置したとき。
- (5) 住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 3 項第 4 号に定める技術上の基準に従い設置したとき。
- (6) 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い設置したとき。
- (7) 複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い設置したとき。

（平成 17 年第 129 号、平成 22 年第 45 号、平成 22 年第 55 号、令和元年第 7 号）

（基準の特例）

第 36 条の 7 この款（前条を除く。以下同じ。）の規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、この款の規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

（平成 17 年第 129 号）